伊勢原市景観チェックシート（基本編）

本チェックシートは、「伊勢原市景観ガイドライン（基本編）」に沿って、作成してください。

１　行為の概要シート

　それぞれの項目について、記入してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 行為者 |  | 行為地の地名地番 |  |
| 行為の概要・規模 |  |

２　行為地が該当する景観まちづくりの基本方針の確認

「伊勢原市景観ガイドライン（基本編）」P4～9を確認し、次表の景観形成方針について、あてはまる「□」欄にレ印を付けてください。

|  |
| --- |
| チェックシート ①方針　（１／１） |
| ガイドラインのページと項目 | 景観形成方針 |
| 景観まちづくりの基本方針 | P5　3-(1)景観の顔をつくる景観まちづくりの基本方針 | □交流とにぎわい　 □もてなし　 □歴史・文化 　□新たな交流　　　 □該当なし |
| P7～9　3-(3)地域らしさをつくる景観まちづくりの基本方針 | ①「やま」「おか」「まち」「さと」４つの地域の基本方針□「やま」の地域　　□「まち」の地域□「おか」の地域　　□「さと」の地域 |
| ②建築物の建築及び工作物の建設等に関する基本方針□住居系　　□商業系　　□工業系　　□沿道系　　□それ以外の地域 |
| ③屋外広告物の掲示に関する基本方針□地域性への配慮　　□にぎわいや個性の演出　　□施設等の調和　　　□その他　　□該当なし |
| ④大規模な開発事業等に関する基本方針□周囲への配慮　 □ 緩衝空間の確保 　□周囲との連続性　□自然資源、歴史・文化資源の保全と継承　 □地域特性の活用□大規模なのり面等への配慮　　□該当なし |
| ⑤その他の基本方針　□小田急線沿線地域における車窓から見える景観への配慮　□該当なし |

２　行為・項目別ガイドラインの確認

「伊勢原市景観ガイドライン（基本編）」P10～37を確認し、行為の種類別に下表の景観に配慮したポイントにについて、あてはまる「□」欄にレ印を付けてください。

|  |  |
| --- | --- |
| チェックシート ②ガイドライン　（１／３） | 行為の種類 ： 建築物／工作物／開発行為 |
| ガイドラインのページと項目 | 景観に配慮したポイント |
| １．形態・意匠等 | P13　(1)-①眺望への配慮 | □背景となる山なみなどへの眺望になじむよう、配置や高さ、屋根の形態などを工夫した。□山あいや丘陵地などでは、施設が目立たないよう、配置や高さ、屋根の形態などを工夫した。□広がりのある田園の眺望になじむよう、配置や高さ、屋根の形態などを工夫した。 |
| P14　(2)-①地域の自然・歴史・文化との調和 | □地域の景観資源を活用し、個性ある景観づくりに活用した。□地域の伝統的なデザインの保全や活用により、個性あるまちなみ景観の形成に努めた。 |
| P15　(2)-②地域素材などの活用 | □歴史・文化を感じる場所では、景観特性となっている地域素材の活用に努めた。□自然豊かな場所では、木材等の自然素材を活用し、周辺の自然景観との調和を図った。□市街地では、地域の景観特性に配慮し、周辺に多く見られる素材との調和を工夫した。□光を反射する金属やガラス等の素材を使用する場合は、周辺の景観に対する影響を十分に考慮した上で、その使用方法を工夫した。 |
| P16　(2)-③景観の質を維持する素材への配慮 | □質感を維持しやすい、地域の景観となじむ素材の使用に努めた。□耐久性及び耐候性に優れるとともに、メンテナンス（洗浄や補修など）が容易な素材の使用に努めた。 |
| P17　(3)-①公共空間などとの一体感への配慮 | □歩道と連続した空間は、歩道との仕上げをそろえ段差をなくすなど、道路や隣接地との連続性や一体感の創出に努めた。□樹種の選定や樹木の配置を工夫し、隣接する街路樹や公園の緑などと一体的な緑の創出に努めた。□交差点や角地に位置する場合は、敷地際の緑化や歩行者が憩える空間の確保など、快適な空間づくりに努めた。 |
| P18　(4)-①周辺環境との調和 | □窓、ベランダ、軒高、屋根などの形態及び意匠を工夫し、まちなみの連続性を創出した。□周辺の自然景観となじむよう壁面や屋根の形態及び意匠を工夫した。□壁面の分割により圧迫感を軽減した。 |
| P19　(4)-②施設群のまとまりへの配慮 | □一団地内では、施設の配置や規模、高さや屋根形状、壁面のデザインなどの工夫により、まとまりのある景観をつくった。 |
| P20　(4)-③単体施設のまとまりへの配慮 | □施設デザインについては、過剰な装飾を避け、各部分と全体のバランスの取れた形態及び意匠となるよう工夫した。□屋上に設置される設備機器や塔屋などは、通りから見えにくい位置とするとともに、建築物と一体的なデザインとなるよう工夫した。□室外機等は、外壁面に露出させない工夫や建築物との一体的なデザインとなるよう工夫した。□屋外階段、配管設備などは、外壁面に露出させない工夫をした。 |

|  |  |
| --- | --- |
| チェックシート ②ガイドライン　（２／３） | 行為の種類 ： 建築物／工作物／開発行為 |
| ガイドラインのページと項目 | 景観に配慮したポイント |
| １．形態・意匠等 | P20　(4)-③単体施設のまとまりへの配慮 | □施設デザインについては、過剰な装飾を避け、各部分と全体のバランスの取れた形態及び意匠となるよう工夫した。□屋上に設置される設備機器や塔屋などは、通りから見えにくい位置とするとともに、建築物と一体的なデザインとなるよう工夫した。□室外機等は、外壁面に露出させない工夫や建築物との一体的なデザインとなるよう工夫した。□屋外階段、配管設備などは、外壁面に露出させない工夫をした。 |
| P21　(4)-④地形との調和 | □既存の地形を生かし、大幅な改変を避けるよう努めた。□切り土や盛土を工夫し、自然地形との調和を図った。□造成後は、自然の植生ができる限り早く回復するよう工夫した。 |
| P22　(5)-①歩行者空間への配慮 | □道路などの公共空間からの後退に努め、ゆとりある空間の確保に努めた。□道路などの公共空間に面した敷地には、積極的に生垣や樹木を配置した。□歩行者空間と一体となる後退した敷地部分は、塀やチェーン、自販機その他の施設を設置しないよう努めた。 |
| P23　(5)-②隣り合う建物等への配慮 | □良好な隣地、隣棟間隔の確保により、ゆとりあるまちなみ景観の形成に努めた。 |
| ２．色彩 | P24　(1)-①周辺の色彩との調和 | □「やま」や「おか」の地域では、四季を通して違和感を与えない低彩度で暖かみのある色彩により自然景観との調和を図った。□「さと」の地域では、農地や河川景観などと調和する暖かみのある色相の低～中彩度程度の色彩により田園景観との調和を図った。□伊勢原駅周辺地区などでは、にぎわいや楽しさ、活力や品格などが感じられる低～中彩度の色彩を基本とし、市街地景観との調和を図った。□屋根の色彩は、大山など高台からの眺望景観にも配慮し、暖かみのある色相の低～中彩度の色彩により、周辺のまちなみとの調和を図った。 |
| P25　(2)-①原色及び突出色への配慮 | □原色や高彩度の色彩の使用を避け、地域の景観要素に配慮した色彩を使用した。 |
| P26　(2)-②アクセントカラーへの配慮 | □アクセントカラーを使用する場合は、施設の見付け面積の1/5以下とした。（各壁面を対象とする）□アクセントカラーは、周辺の景観との調和に配慮して使用した。□アクセントカラーは、建物などの基調色とのバランスに配慮した。□アクセントカラーは、シンプルなものとし、複数の色の使用を極力避けた。 |
| ３．緑化 | P29　(1)-①敷地、沿道緑化への配慮 | □生垣などにより、緑の連続する空間を創出した。□沿道部における緑のつながりを生かすとともに、植栽の変化を持たせながら、まちなみを演出した。□周囲のまとまりのある緑との連続性とその植生に配慮した緑化を図った。 |
| P30　(1)-②屋外駐車場の修景への配慮 | □敷地周囲の緑化により、通りから見た雰囲気を和らげる工夫とした。□屋外駐車場の出入り口は、まちなみの分断要素とならないように、可能な限りその集約に努めた。 |
| P31　(2)-①良好な既存樹木への配慮 | □樹容に優れた樹木は、修景としての活用に努めた。□樹容に優れた樹木と一体となった樹林がある場合には、その樹林も含めた保全・活用に努めた。 |

|  |  |
| --- | --- |
| チェックシート ②ガイドライン　（３／３） | 行為の種類 ： 建築物／工作物／開発行為 |
| ガイドラインのページと項目 | 景観に配慮したポイント |
| ４．その他 | P32　(1)-①広告物の形態や色彩等への配慮 | □周辺の景観特性と調和したデザイン、色彩とした。□周辺環境との調和に配慮し、すっきりと際立たせるような表現や色彩とした。□できる限り使用する色数を少なくし、基調となる表示面には高彩度の色彩の使用を避けた。□ＣＩ（コーポレート・アイデンティティ）カラーを用いる場合は、地域の景観特性との調和に配慮した使用方法を工夫した。□中心市街地や商業地では、まちなみと調和したデザインを工夫するとともに、「にぎわい」等の演出にも配慮した。□自然や歴史・文化が景観特性となる場所では、高彩度、高明度の色彩の使用を避けるとともに、自然素材の使用などの工夫を行った。 |
| P33　(1)-②広告物の掲出方法への配慮 | □雑然とした印象とならないよう、複数の広告などをできる限りまとめて掲出した。□歩行者への圧迫感がないよう、位置や高さ、規模などを工夫した。 |
| P34　(1)-③本体と広告物の調和 | □壁面広告物は、外壁面のデザインと一体的な配置・形状となるよう工夫した。□壁面より突出する広告物は、窓枠や階高とのバランスに配慮し、集約化を図るなど規則的な配置となるよう工夫した。□屋上広告物は、まちなみのスカイライン及び建物と調和した規模・形状となるよう工夫した。 |
| P35　(2)-①照明への配慮 | □歩行者や生活者がまぶしさを感じないよう照明方法を工夫した。□光が拡散しないよう下向きを基本とし、必要な対象のみを照らすよう工夫した。□過剰な照明を避け、ライトアップや光のデコレーションにより、効果的な夜間景観の演出を工夫した。 |

|  |  |
| --- | --- |
| チェックシート ②ガイドライン　（１／１） | 行為の種類 ： 堆積 |
| ガイドラインのページと項目 | 景観に配慮したポイント |
| １．堆積方法 | P36　(1)-①堆積方法などへの配慮 | □雑然とならないよう、整然とした集積、貯蔵に努めた。□堆積場所を道路や隣地からできるだけ離すよう配慮した。□周囲の景観を阻害し、圧迫感を与えないよう、堆積する高さはなるべく低くした。□堆積物などはむき出しにならないよう覆いをかけるなどの工夫をした。 |
| ２．その他 | P37　(1)-①行為地の遮へいへの配慮 | □周囲に植栽や生垣、塀などを設置し、周辺から堆積物等が見えないように工夫した。□出入口をできる限り集約した。 |

３　特に景観に配慮した項目

建築物・工作物等の建設等や開発行為、土石の堆積等の整備において、「２　行為・項目別ガイドラインの確認」の景観に配慮したポイントの補足や、景観ガイドライン（基本編）の項目に該当しないもので、景観に配慮した項目などがあれば自由に記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 景観に配慮したポイントなど |
| （記載例）自動販売機の色彩 | 自動販売機の色彩は、鮮やかな色彩の使用を避け、ダークブラウンの色彩用することで、まちなみとの調和に努めました。 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |